

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



宇賀克也
昭和三〇年七月二二日生

最高裁判所判事
う が かつ や

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第一中学校を経て、東京教育大学

(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。

昭和五三年三月

東京大学法学部卒業

同年四月

東京大学法学部助教授

五六年七月

東京大学法学部助教授

五八年八月

ハーバード大学客員研究員

五九年八月

カリフォルニア大学パーカー校客員研究員

平成二年七月

ハーバード大学客員教授

六年八月

東京大学大学院法学政治学研究科教授

一〇年九月

ジョージタウン大学客員研究員

一三年四月

北京大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

一四年四月

日本公法学会理事

一六年四月

東京大学公共政策大学院教授を兼任

一八年七月

閣僚等不服審査会開設、知的財産分科会部会長

二二年三月

総務省代表自治給付制度委員会委員

二三年一月

東アジア行政法学会理事

二六年一月

二十六年一月
内閣府独占禁止審査会議議會主席

二六年三月

東京都情報公開・個人情報保護審議會長

二八年四月

神奈川県情報公開・個人情報保護審議會長

二八年二月

人権院交流審査会会長

同一年四月

国立国会図書館資料利用規章審議會会長

三〇年一月

消費者庁消費者安全監視委員会委員長

三〇年七月

内閣府公文書管理委員会委員長

三一年三月

最高裁判所判事

最高裁判所において開催した主要な裁判

一 令和二年六月二〇日 第三小法廷判決

よどと報酬制度に係る告示における手取金の募集及び受領について定めた部分は違法とした(全員一致)。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決

否 司法審査の対象になる(全員一致、協定意見付加)。

三 令和二年一月二三日 第三小法廷決定

再審請求を認めた原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。

三 令和二年一月五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適用について定めた(全員一致)。

四 令和二年一月二三日 第三小法廷決定

再審請求を認めた原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。

五 令和三年六月五日 第三小法廷判決

刑事訴訟の被容者が取扱中に受けた不利益に関する保有個人情報は、行方逸失者等の情報保護法に基づく表示請求の対象にならなかった(全員一致、裁判長、検討意見付加)。

六 令和三年六月三日 大法廷決定

夫婦同氏を夫婦付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚契約としての心構え

に携わることなど、「意図等で様々な法律、条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでには、新法を批評する立場でした

が、裁判を立てる側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に耳を傾け、一つ一つの事件を真剣に検討していました」と思っています。

裁判官 宇賀 克也

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。